

第16回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ ヘイトスピーチの該当性を判断する際は、発言者の属性や推量によらず、個別具体の言動の背景、前後の文脈、主旨等の諸事情を詳細に考慮すべき。

 - ・ 不当な差別的言動に該当する言動がインターネット上で拡散されている場合は、条例第12条に基づく拡散防止措置として削除要請を行うべき。

- 事務連絡ほか